

高所作業車運転技能講習

この講習は岩手労働局長登録機関（登録番号26-3）として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。作業床高さ1.0m以上の高所作業車の運転作業に就くときは、技能講習修了証を有する者でなければ、就業できないことになっております。この講習を受講し学科及び実技試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。つきましては、資格取得に必要な技能講習を、下記日程により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

- 日時 (1)学科 令和7年5月27日(火) 7:55~18:20(受付7:30)
(2)実技 1回目 令和7年5月28日(水) 8:00~16:45(集合7:45)
2回目 令和7年5月29日(木) 8:00~16:45(集合7:45)
- 会場 学科(講習1日目):サンパルク2F会議室(釜石市上中島町2-7-36 TEL:0193-55-4380)
実技(講習2日目):釜石職業訓練協会(釜石市大字平田3-75-1 TEL 0193-26-7000)
- 受講資格 ①18歳以上の方(18歳未満で受講の方は、18歳より修了証が有効となります。)
②道交法による免許(普通・中型・大型・大型特殊)を所持する方。
マケ免許証で受講ご希望の方はお問い合わせ下さい。(当協会のホームページ 新着情報にも掲載しています)

- 修了試験 学科・実技講習科目について修了試験を行います。
- 受講料等 [全科目受講者] 39,820円(消費税10%込)(受講料37,400円 テキスト代2,420円)
[一部免除者] 36,520円(消費税10%込)(受講料34,100円 テキスト代2,420円)

- 一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。

移動式クレーン運転士免許又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了したもの。

免除科目 学科→運転に必要な一般的事項に関する知識

- 申込締切日 5月16日(金) 予定募集定員20名(先着順にNO.1~20が1回目になります。)

少人数で開催できない場合があります。締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。

- 申込方法

裏面「受講申込書」に自動車運転免許証のコピーを貼付し、受講料・テキスト代・写真1枚

(右図参照。鮮明なもの)を添えてお申し込み下さい。(FAX可。自動車運転免許証コピー、写真は郵送)また、一部免除申請のある方は、該当する免許証、修了証のコピー(顔写真が確認できるもの)を貼付願います。(FAX可。免許証、修了証のコピー、写真は郵送願います)

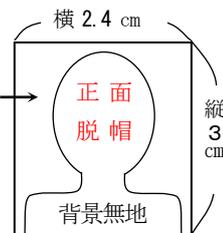
〒026-0041 釜石市上中島町2-7-36 TEL 0193-55-4380 FAX 0193-55-4381

※銀行送金の場合は、締切日までに下記口座へお振込み下さい。※お振込み手数料はご負担願います。

お振込みの方には、受講票発送時領収証を同封させていただきます。

岩手銀行釜石支店(普通)0257116 (公財)岩手労働基準協会釜石支部

・肖像は上三分身
・色の濃い眼鏡・目が
髪で隠れる等不可
裏面に氏名記入



- キャンセルの取扱 ※5月20日(火)以降のキャンセル・欠席の場合は受講料のお返しは出来ません。
【カリキュラム】

1日目	2日目
7:55~8:00 朝エンション	8:00~15:05 実技
8:00~14:00 作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	実技注意事項確認 基本操作
14:05~16:10 運転に必要な一般的事項に関する知識	定められた方法による作業床の昇降等
16:15~17:15 関係法令	15:10~16:45 実技試験
17:20~18:20 学科試験	※終了時間は試験の状況により前後します。

※集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠課の場合は受講修了と認められませんので、ご注意ください。

- その他 (1)筆記用具(試験時は、鉛筆・消しゴム使用)を必ずご持参下さい。
(2)受講票は、締め切り後に郵送致します。当日ご持参下さい。
講習3日前までに受講票が届かない場合は、ご連絡をお願い致します。
(3)受講者全員、自動車運転免許証と一部免除受講者は該当する免許証、修了証を原本確認のため受講日に必ずご持参下さい。
(4)実技講習にはヘルメット、フルハーネス(新規格のみ)、作業服等を整えて下さい。(貸出有)
(5)昼食をご持参下さい。(実技会場周辺には、飲食店はございません。)
(6)当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
(7)雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。

